



Title	タールハイム著 『農業政策』
Author(s)	川村, 琢
Citation	北海道帝國大學法經會法經會論叢, 5, 185-191
Issue Date	1937-03
Doc URL	http://hdl.handle.net/2115/10648
Type	bulletin (article)
Note	紹介
File Information	5_p185-191.pdf



[Instructions for use](#)

タールハイム著
『農業政策』

川村 琢

Dr. Karl C. Thalheim

Agrarpolitik

一

獨逸國民社會主義がその政權掌握以來すでに四ヶ年を経過した。この四ヶ年はヒットラーの要求した獨逸國民救済に要する時間である。われわれはこの成果がどうであつたか正確に知り得る事實をもつてゐない。併しこの實現の爲めに行はるべき種々なる諸政策は公表せられてゐる。われわれはこれによつてはたしてかの國民救済が理論的に四ヶ年の短い期間内に可能であるか否かを判断するより外に方法はない。

この意味で農業部門に關する獨逸國民社會主義の政策の理論を最も簡單に示すものと思はれる Dr. Karl C. Thalheim の Agrarpolitik の紹介もあながち無駄ではないと考へる次第である。この本は衆知の如く「レクラム」の「ビルトシヤ

フトレーレ」二十巻中の第十一巻である。

農業問題の解決は各國とも常に困難に終始してゐた。獨逸にあつても事情は少しも變りはない。むしろ農業問題の解決がナチス政權の課題の一つであつた。ナチス政權の中産階級特に農民階級の支持を求むる限りは、例ひ本質的には異なるとしても、少くとも何等かの革新的色彩を帯びざるを得ないのは當然である。本書は或ひはかゝる見地の理論化と云へるかも知れない。

二

著者によれば、農業は自由主義經濟時代、即ち著者の云ふ資本主義時代に於て不遇な存在であつた。「自給の原則と傳統とが決定的な役割を演ずる農民の經濟的意義は……資本家

的經濟のダイナミクに對し最も強く對立するものである。それ故すでに自ら資本家的經濟に於て農業は困難な部分であつた。この弱點は主要な歐洲諸國に於て、世界經濟的な發展によつて尙強められた』のであつて、このことから『自由主義』は『歐洲に於ける農業が最早合目的でない……と云ふ結果を招來した』のである。著者は農業をば、かゝる意味に於て、商工業に支配的である資本主義と對立せしめ、資本主義と農業との發展の逆行することを示してゐる。もとよりこの場合の著者の意味する農業とは、『農民の農業が決定的に重大なので』あることは明かである。然るに先づ經濟的に見て、かゝる『健全なる農業が……國內市場一般の確保の爲めに必要である』と云ふのである。併し國內市場の形成は實は封建時代の農民に支配的であつた自然經濟が商品經濟への進展によつて始めて可能になるのであつた。農業よりの工業の分離農業人口の商工業人口に對する相對的減少、農産物の商品化等は國內市場成立の條件であつた。

農村の商品經濟への参加と共に、農業も意識的にもそれへの順應を餘儀なくせられたのであつた。ドイツに於ても『十八世紀及び十九世紀の自由思想の勝利と共に古い「封建的」な農業制度の時代は終つた』のである。『農奴の解放』『個人の收益活動並びに競争により規整せらるべき又最大の能率へと驅り立てらるべき』農業、『土地「移動化」の要求』等、すべて資本主義の發展の道であつた。

併しドイツは歴史的條件と資本主義の後進性との爲め、イギリスに於けるが如き形態を取らずに、ゲーツヘルシャフトの支配的であつた東部獨逸では、『騎士領』が農業の大經營として大市場の爲めに生産したのである。……このことは今や「地主」又は「大地主」となつたグルンドヘルルに取つて最早農民の租稅義務でなく、勞役の義務が前面にあらはれたと云ふことになるのであつて其他のグルンドヘルシャフトの地方で『農民的な從屬關係が次第に消失し、遂に殆んど地代支拂ひ義務に限定せられた』のとよい對照をなしてゐる。所でこの大地主經營の行はれてゐる所では『自給の原則と傳統』とがその周圍の農民に取つて決定的な役割を演じないことは明かである。農民は『主業が農場労働者で、單にそのかたわら荷農民で』（スカールワイト、原文引用）あつたのである。而も『農業大經營の經濟的利益が大であればある程ゲーツヘルシャフトの地方では「小作地取上げ」の地主の傾向が著しく強まる』其他の地方でもこの地方と同一形態を取らないとは云へ、商品經濟の進展により解放せられた農民の状態は固定せられたまゝではあり得ない。著者は此の點に觸れてはゐない。併し他の場所で引用してゐる統計を見ると（二七頁）

○・○五から二ヘクタールの經營が總經營の五割九分を占め六分二厘の農耕地を經營してゐるに反し一〇〇ヘクタール以上の經營は全體の約四分で二割六分の耕地を、大經營（二〇一—一〇〇）は全體の約四分で二割六分の耕地を、中經營（五一—一〇〇）は全體の約二割で三割六分の耕地を、小經營（二—一五）

は全體の一割七分で一割一分の耕地を占めてゐるから、少くともドイツでは最近に於ては六割以上の『自給の原則と傳統』から解放せられた、生活手段を他に求めねばならない農業經營を、四割近くの『自給の原則』を破つて商品生産を行つてゐる農耕地を想像することは特殊經營を考慮しても餘り無理ではあるまい。『自由主義經濟政策が先づ第一に農業に強力な技術的、經濟的進歩の道を解放』して以來、『自由主義的資本主義が農業に對し國內のみならず世界經濟的にも作用し始め』て以來、『海外穀物の競争が歐洲市場に出現し破局的な價格の壓迫を惹起し』て以來は、最早各國とも古き良き時代の健全な農民を見出すことは困難であつた。併しこれは同時に國內市場形成を意味するのであつて、農業はその内部に於て『解放』の程度に應じて土地所有者と農業者に、農業者と農業労働者に、次第に明確にその利害が對立して行つた様である。従つて農業が資本主義の支配的な資本主義に對立すると云ふのは實は對立ではなくて、商工業に爲めの國內市場を形成する諸過程の歴史的な苦難な道を示すものではないか。かくて『自給の原則と傳統』の支配する農民は歴史的に國內市場確保に對し、資本主義に對立した存在を主張すべき強固な經濟的意義はない様である。

併し著者は農民の健全な國家に取つて必要な所以を著者の立場に立つて種々な方面について考察してゐる。それは先づ第一に『戰時に於て……必要な食糧の需要を自己の地域で賄ふことが必要である』からである。而もかゝる農業の存

在は『有機的國民經濟の實現の爲めのみならず、國民生活の社會的秩序に取つても無條件に必要不可欠』であると云ふのである。著者はこの場合健全なる農民を、『農村の中間層』である農民に限り、尙『社會の見地に立つて』その『社會的均衡を維持する爲め』の必要と、その『人口政策的意義』からその存続を主張する。こゝでは最早經濟的な發達の歴史からはなれて、戰時上から、又社會秩序の理想から論ぜられてゐる。このことはしかし又歴史的な經濟的な根據を有するものであるが、たしかにドイツに取つて著者自身告白してゐる様に、健全なる農民を維持することは『純粹に經濟的な目的設定を越へた意義を有する』ものであらう。従つて經濟の歴史の上でそれ自身を否定せられんとした、又否定せらるべき傾向にある『健全なる農業』と農民とを、國民社會主義の理想の爲めにも如何にして維持し發展せしめるかが別個の問題として考察出来ないこともない。併乍ら衆知の如く經濟政策は經濟法則と密接なる關係のもとにある。政策の意圖も、この歴史的發展の下にそれに沿つて行はれるのでなければ或はその効果を減せしめられることや豫期に反した効果の生ずることも否定出来ない。

三

ナチスの農業政策の目標は『健全なる農業』を督む自給農民の維持であつた。この實現の爲に企てられた方策の一つは土地關係の調整を圖る爲めの『世襲農場』の設定、及びそれ

に従ふ『内國植民』の強化であり、他は市場調整、價格調整の爲めの生産上及び販賣上の諸改善である。併し『これ等農業政策の規範は、過去に於てしばしば行はれたるが如く、個々バラバラに對立してゐるのではなく、計畫的な全經濟政策の裡内に於て計畫的な全體へと結び付けられた場合に於てのみその目的に達することが出来る』と云ふ全體主義の思想に立つて、意識的に、組織的にその政策を遂行しようとする見地が著しく特徴的に考へられる。然るに従來の農業政策、著者の所謂自由主義時代の農業政策は『その本質に應じて狭い限界内に保たれてゐた。彼等に取つては市場經濟の法則に干渉すること……も拒絶したのが特徴的であつた。』『今日かゝる自由主義農業政策の規範が農業に取つて實際その生存を強固ならしめるに充分でないことは疑のない所である。』それ故に各國とも積極的に干渉政策への道を取つたのであつた。併しその効果は豫期通りであつたとは云ひ得ない状態である。ナチスは『全體への結び付き』を組織的に實現し、その下にこの困難を打開しようとするのである。これは具體的には、農業に於ては『國食糧團體』 Reichsnährstand の創設であつて、これに各種の職業團體、經濟團體、並びに經營を包括せしめ、その所屬者の利害を調和、統一せしめて統一ある上述の諸方策の効果を期待するのである。かくてこれ等の諸方策の遂行は從來支配的であつた資本主義の排除へと向ふ譯であるが、この組織のより効果的たらしむる爲めには、全體主義の立場から當然『指導者原理』 Führerprinzip に従つて遂行

せられるのであつて、この最上部には、この原理に従つて國務大臣によつて任命せられる『國農民指導者』が存在する。これは今日衆知の如く『食糧大臣』ダレが兼務してゐる。

國食糧團體に所屬すべき者は、上述の如くであるが、その範圍は相當廣大なもので更にその内容はすべての農業關係者特に土地所有者、小作人、手助けする農家の家族、傭人、農業經營の役員、更に農村協同組合、ドイツに於ける農産物の取引（卸賣も小賣も）及び農産物加工のあらゆる法人及び自然人である。これ等従來經濟的に相對立した土地所有者と借地農業者、農産物生産者と取引業者及び加工業者、農業者と農業労働者がすべて同一團體の中に包含せられ、指導者の意思のまゝにその對立を統一、調和しようと云ふのである。

『指導者原理』の魔力は如何に強大であるとしても、かゝる經濟的對立の消滅乃至緩和を圖る爲めには『資本主義の排除』の道、資本の否定の道しかない。併し彼は『原則上私有財産の維持と、個人經營の維持』とを要求するのであつて、かゝる前提の下では、その團體の構成員がすべて營利的觀念を持たない、或は最も少く持つにすぎない同一規模の經營の存在のみによつて初めて可能性を與へられうと思はれる。所が農業に於ては、都合のいゝことにはその歴史上からかゝる營利を目的とせぬほど同一規模の農民が存在したし又現に一部は、その經濟的意義はともかくとして、存在を續けてゐる。従つてこの團體所屬員をすべて昔ながらの農民に引きもどすことによつて、一舉にこの對立を消滅せしめうることとなり

得る様に思はれるかくてこゝにかゝる意味を以て『世襲農場』(Erbhof)の問題が新たな姿で登場する。

前述せる如く資本主義の進展は農村に於ける農民の分解の過程であり、農業の絶えざる市場への順應の過程であつた。このことは本書に於ても『農業制度の形態と發展』の中に述べてある所である。併しこの過程は又一方に於ける零細農民の創出過程、賃銀収入を旨とする營利經營への従屬農民成立の過程でもある。この過程は具體的に種々なる形態を以てあらはれるのであるが、獨逸に於て從來より識者によつて等しく指摘せられたものは相續の際に於ける農地の分割である。勿論この習慣はすべての地方に於て行はれてゐるのではない、ある地方に於ては農地の分割のかわりに『相續權の讓歩した』者に對する賠償の習慣があるが、これが又農民負債の主たる原因となつてゐると云ふのである。この防止の爲めに一九三三年十月一日に『國世襲農場法』(Reichserbhofgesetz)が發布せられた。『之によれば、すべての農業上、林業上の土地所有は最低自給耕作の、最上一二五ヘクタールの大きさで彼が農民としての能力ある者に屬す場合に、世襲農場と規定せられるのである。……この世襲農場の所有者のみが將來に於て『農民』たる名譽ある名稱を與へらるべきである。』而もこの法律の中心點は『すべての世襲農場は相續に際し不分割のまま一人の總括相續權者に移行する點にある』のであつて『總括相續者の讓歩せる相續權者への賠償の義務は最早存在しない。』僅かに農地以外の財産への參加、各々能力以内に於

ける職業教育や、嫁入仕度の要求にすぎない。従つて彼等の故郷を捨てる『要求』も當然認められることになる、彼等の大部分は都市へ職業を求めるか、或は『内國殖民』による新たな『農民』となるより外はない。ドイツに於て内國殖民の意義はかゝる點に於て更に重大となつた。併し從來の内國殖民の不振な歴史や、農家の二三男に對する内國殖民の爲めの農地の割合から決して急速に樂觀的な解答を得ることはむづかしい。各國とも經費の割合に自作農創定は困難を示してゐる實狀である。そうするとこの結果は當事者の意圖に反して農村人口の都市への集中になりそうである。従つて彼の理想とする内國殖民によるドイツ國民の外國からの『食糧の獨立』や『移住人口の増大する購買力が、輸出の衰微の爲めに減少した工業生産物に對する販賣の可能性におきかわると云ふ思想』も内國殖民による人口政策と共に餘り樂觀は許されない様である。

併し世襲農場法によつて少くとも『名譽ある』農民には一定の農地が固定せられることとなつた。かかる農民の農地は『も早自由なる處分權たる古い個人主義精神の『所有權』ではない』従つてその細分は法律上不可能となつた。このことは著者に從へば『農民的農業を資本家的市場經濟の關係から解放する新たな農業政策の決定的支柱の一つである』そうである。併し前述せる如くかゝる名譽ある農民も昔の様な自然經濟的な狀態に單純に逆行し得るものではない。進歩せる農業と、進歩せる文化の下で而も原則上私有財産の維持と個人

經營の維持』の前提の下では、農産物の商品化を阻止することは不可能である。それ故もし市場との關係が存するならば農産物の價格の變動につれて、その經營の維持が容易になり又は困難になることは自明である。併しこの變動に應ずべき農業に於て最も重大なる信用の基礎は、從來農地であつた。

この農地が今や固定し、細分することも、抵當に入れることも、又賣却することも不可能となつた。かゝる農地に對する信用の設定の困難なことは著者自身認める所であつて、今日世襲農場に設定せられた八十億ライヒスマルタの負債の償却の問題と共に、世襲農場に『將來經營を行ふ爲めに必要な信用手段を如何に造り出すか』の問題が残つて居り、彼はこれに對し『新たな信用形式の形成』を要求してゐるに過ぎない。

この世襲農場に關し重大な問題はすでに述べた如く農産物價格の變動であつた。もしこの價格の相對的安定、或は上昇が與へられるとすれば以上の信用問題も、偶發的事情を除けば問題とならない。農産物の生産及び販賣に對する改善とその統制が重大な意義をもつことはこの點からだけでも明かである。

著者によれば『農業生産は原則的には一般に資本家的市場經濟から解放せられ、自由な價格形成を排除』しなければならぬ。従つて『需要と供給の關係に従つて變動する價格のかわりに國家によつて定められる固定價格、即ち『公正價格』として、農業生産費に適應した、併し又國民經濟上の全體利益を考慮する價格があらはれる。』かゝる固定價格の爲めの前

提は、第一に輸入の調整、次に内國の經濟狀態に對する強力な干渉これである。併しこの『市場並びに價格の調整の方法は必然的に』各種農産物の需給や、價格形成に於ける多様性に應じて異つてくるのである。それ故穀物に對して行はれる『國家自ら全經濟年度に對し固定價格を定める』方法も一般には行はれない。他の部面ではこの目的で國食糧團體の中の『市場團體』(Marktorganisation)——生産者、取引業者、一部の加工業者の強制的團結——によつて價格規則と價格形成の監視とが行はれるのである。これは農業のカルテル化とも稱すべきものであるが、著者はこの團體を『團體的利己主義に役立つのではなくて、全體經濟政策の道具である』點でカルテルと區別してゐる。併しいづれにしろ『國家機關による單一なる管理或は統制の下に立つ』ことになつてその各々は『指導者原理』に従ひ指導者獨裁の下にこゝに『獨逸農業の生産物に對する價格形成は完全に新たな、健全な基礎に置かれたのである。』

併し乍ら、この統制の爲めの團體組織も完全に價格關係を排除しないことは前述の通りであり、唯各々の生産費に基く『公正價格』が強制的に與へられるのであつて、各々の生産條件が同一でない限りはすでに我國に於て見られる如く各生産者にそれぞれ異なる結果を及ぼすことになることは避けられ得ない。勿論ナチスの市場統制は相當に廣汎なものであつて、生産者の供給量、供給方向、加工業者との關係にまで涉つてゐるのであるが、この部分的合理化の方法を以てしても所謂

『全體經濟』を考慮し、消費者の關係をも考へての價格の決定は上述の缺陷を除去せしめることは出来さうもない。こうなるとやはり従來行はれ來つた農業の進展の道を唯緩慢にするに過ぎないことになりさうである。

四

以上は簡單なるタールハイムの『農業政策』のアウトラインであるが、この中にその完備せる構成にもかゝらず甚だ樂觀を許さない缺陷のあることを同時に見たのであつた。併しより正確にこの點を見きわめることは精密なる具體的材料の下で初めて可能になるのであつて、これは現在のわれわれに取つて不可能に等しい事柄である。併し理論的にもかゝる缺陷の存する所以は實はその政策自體と客觀的な又歴史的な經濟の進展とが一致しないが爲めに生ずる經濟法則の反撥なのであつて、政策自體の經濟法則の依存を示すに外ならない。けれども亦ナチスの農民救済にはかゝる政策を取らざるを得ない物的歴史的な根據があるのであつてこの根據の必然性の闡明にまで行くのでなければその農業政策の正確な解答にはならないことは明かである。尤もこの『農業政策』は著者自ら云ふ所によれば自由主義の政策批判に基くものであるが、そして又これは同時に著者に取つては資本主義の批判と稱するのであるが、それが完全な批判たり得ることは上述の如く疑問なのであつて、實はこのことは著者の云ふ資本主義そのものが何であるか明確に規定されない所から生ずるもの様の

である。従つて初めから資本主義のもつ困難を回避した解決の方法であると云へるかも知れない。要するにナチスの農業政策には理論的にも亦實際的にも多難な將來が横つてゐる様である。